

季節性インフルエンザ管理表

学校保健安全法施行規則では、季節性インフルエンザの出席停止期間の基準を次のように定めておりますので、下記を参考に出席管理をお願いいたします。

発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで登校できません。

	0日目 (発症当日)	発症後、最低5日間は登校不可						
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
(例1) 発症2日目に解熱				解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内は 登校不可	登校可能	
(例2) 発症3日目に解熱					解熱後 1日目	解熱後 2日目		
(例3) 発症4日目に解熱						解熱後 1日目		

解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで登校不可

※ただし、症状により医師が感染のおそれがないと認めたときには、この限りではない。

記

◆該当者

学年・クラス	氏名
--------	----

◆受診した医療機関

医療機関名	受診日
-------	-----

◆発熱記録

[illegible]